

国営緊急農地再編整備事業実施要綱

平成20年4月1日付け19農振第2056号
最終改正 令和4年4月1日付け3農振第2848号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

農林水産事務次官

第1 趣旨

1 耕作放棄地（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。以下同じ。）が依然として増加傾向にあり、耕作放棄地の解消・発生防止等による優良農地の確保が喫緊の課題となっている。また、農家の高齢化が進行する中であって、今後、次世代への農地の継承を円滑に行い、耕作放棄地の発生を防止するためには、基盤整備と併せて担い手への農地集積を推進していくことが必要である。

さらに、豊かで競争力ある農業を実現するためには、経営マインドや意欲を持った農業者や地域が持てる力を発揮し、生産コストの大幅な削減や農業生産の拡大・多様化による収益の増大等を図ることが重要である。

国営緊急農地再編整備事業（以下「本事業」という。）は、耕作放棄地が優良農地の一定割合以上発生している広域的な地域において、計画的な生産基盤の整備と併せ、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編し、さらに、担い手への農地の利用集積を進めることにより、緊急的に生産性の向上、収益性の向上及び耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化に資することを目的とする。

2 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第1665号。以下「改正令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 事業の実施区域

本事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地区域を対象とするものとする。ただし、農用地区域以外の一部の区域を含めて事業の対象とせざるを得ない場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の対象とすることができるものとする。

第3 事業内容

本事業は、国が事業実施主体となり実施するものであって、改正令附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた改正令第1条の規定による改正前の令(以下「旧令」という。)附則第2条第2項第1号に規定する区画整理(以下「基幹事業」という。)又は当該事業と併せ行うことが適当と認められる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土若しくは暗きょ排水(土壌改良、心土破碎又は除礫を含む。以下「併せ行う事業」という。)とする。

第4 採択要件

改正令附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第2条第2項の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるとおりであり、本事業の採択に当たっては、当該基準を全て満たすものとする。

- 1 事業の対象地域において、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領(平成24年12月26日付け24農振第1168号農村振興局長通知)による調査が行われていること。
- 2 広域産地収益力向上基盤整備基本構想(以下「広域整備基本構想」という。)が市町村により策定され、かつ広域整備基本構想において土地改良長期計画(平成28年8月24日閣議決定)に定める成果目標等の達成が見込まれること。なお、広域整備基本構想に定めるべき事項等については、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定めるものとする。
- 3 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益面積の合計がおおむね400ヘクタール以上であって、当該基幹事業に係る受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上であること。
- 4 基幹事業及び併せ行う事業に係る受益面積に占める耕作放棄地及び農村振興局長が別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が10パーセント以上であること。
- 5 農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに、事業の受益面積に占める、農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体(以下「担い手」という。)の農村振興局長が別に定める経営等農地面積の割合(以下「担い手農地利用集積率」という。)が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。
 - (1) 担い手農地利用集積率が平成24年度以降の時点を基準として40パーセントポイント以上増加し、60パーセント以上となること。
 - (2) 担い手農地利用集積率が80パーセント以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が20ヘクタール以上となること。

第5 調査及び全体実施設計

地方農政局長(北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。以下同じ。)は、本事業の採択に先立ち、原則として、次により調査及び全体実施設計を行うものとする。

- 1 調査

- (1) 本事業の実施を要望する市町村長は、本事業の予定地区を定め、その地区について調査を実施することを、都道府県知事を経由して地方農政局長に申請することができる。
- (2) 地方農政局長は、(1)の申請の適否を判定し、適当と認めた場合に農林水産大臣にその旨の上申を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、農林水産大臣の決定を受けた地区について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、本事業の土地改良事業計画の案を作成するものとする。
- (4) 調査に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。

2 全体実施設計

- (1) 全体実施設計は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の土地改良事業計画の案における工事計画に係る詳細な設計等を行うものとする。
- (2) 全体実施設計に必要な経費は、本事業の事業費に含まれるものとする。

第6 事業の採択等

- 1 農林水産大臣は、第5の調査及び全体実施設計に基づき、予算の範囲内において、事業の採択を行うものとする。
- 2 農林水産大臣は、本事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る手続を了し、本事業に着手するものとする。

第7 国庫負担率

- 1 本事業の国庫負担率は3分の2とする。ただし、北海道の区域内において行う場合にあっては、100分の75とする。
- 2 改正令附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第4条第2項の農林水産大臣が区画整理との関連性の程度を勘案して定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。
 - (1) 基幹事業と当該事業の受益地が錯そうし又は隣接していること。
 - (2) 基幹事業と併せて行うことにより、当該事業の効果が高められ、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地における農業経営の合理化と耕作放棄地の解消又は発生防止による農地の保全に寄与することが明らかであること。
- 3 2の基準によらずに行う農業用道路新設又は変更に係る国庫負担率は、1にかかわらず、100分の50とする。ただし、北海道の区域内において行う場合にあっては、100分の55とする。

第8 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則（令和3年4月1日付け2農振第3773号農林水産事務次官依命通知）

- 1 この通知は、土地改良法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第90号）の施

行の日（令和3年4月1日）から施行する。

- 2 この通知による改正前の第4に基づき採択された地区及び第5に基づき調査及び全体実施設計が開始された地区については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日付け3農振第2848号農林水産事務次官依命通知）

この通知は、土地改良法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第1665号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。